

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県が定める「鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金交付要綱」(令和2年4月1日付第202000001635号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「県要綱」という。)に基づき行う境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、境港市補助金等交付規則(昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、結婚、出産又は子育てを機会とした若年者のI J Uターンを促進するため、移住を目的として転入した世帯に対し鳥取県と連携して支援することにより、転入人口の増加を図るとともに、本市の少子化を抑制することを目的として交付する。

(補助対象世帯)

第3条 本補助金の交付の対象となる世帯は、令和4年4月1日以降に県外から本市に転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)した世帯であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で新たに住民登録をした世帯であること。
- (2) 新たに住民登録をした世帯員のうち1人以上(子を除く)が転入日において満39歳以下であること。
- (3) 新たに住民登録をした世帯員全員が、転入日前1年以内に鳥取県に居住したことがないこと。
- (4) 転勤、研修等による転入でなく、本市に継続して3年以上定住する意思を持って転入していること。
- (5) 本補助金の交付の申請をする日において、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 結婚をして10年以内であること。
 - イ 新たに住民登録をした世帯員に妊娠中の者がいること。
 - ウ 新たに住民登録をした世帯員に高等学校入学前の子がいること(高等学校入学前の子が近居している場合は、世帯員とみなす。)
- (6) 本補助金や移住定住等に係る情報発信やアンケート等に協力を行うこと。
- (7) 世帯員全員が境港市税を滞納していないこと。
- (8) 世帯員全員が境港市暴力団排除条例(平成23年境港市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(9) 世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けた世帯の世帯員でないこと。

(交付金額)

第4条 本補助金の額は、1世帯当たり20万円とし、予算の範囲内において交付する。

2 本補助金の交付は、同一の世帯に対し1回限りとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、転入日から起算して2月を経過する日までに、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯員全員の住民票の写し

(2) 世帯員全員の戸籍の附票の写し（転入日前1年間の居住地の履歴が分かるもの）

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 同意書（様式第3号）

(5) 母子手帳の写し（妊娠中の世帯員がいる場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適当であると認めたときは、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に当たり、次に掲げる事項を交付の条件として附するものとする。

(1) 本補助金の交付を決定した日から3年を経過する日前に世帯員の全員又は一部が本市から県外へ転出（住民基本台帳法第15条の3第1項に規定する転出をいう。以下同じ。）したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金の全額の返還を命じる。

(2) 本補助金の交付を決定した日から3年を経過する日前に世帯員の全員又は一部が本市から県内の他の市町村に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金の半額の返還を命じる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、本補助金を交付することが適当でないとしたときは、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条の規定による実績報告書の提出は、要しないものとする。

(補助金の請求)

第8条 本補助金の交付の決定を受けた者は、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金支払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(届出等)

第9条 本補助金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者は、本補助金の交付の決定を受けた日後3年を経過する日前に世帯員の全員又は一部が本市から転出したときは、速やかに境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金に係る届出書(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金の返還を命じるか否かを決定するものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、本補助金の交付の状況を明確にしておくため、当該状況を記録した台帳を整備するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

境港市長 様

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付申請書

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

世帯員	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日
		本人 (申請者)	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
要件区分	<input type="checkbox"/> 結婚をして10年以内 <input type="checkbox"/> 申請者又はその配偶者が妊娠中 <input type="checkbox"/> 新たに住民登録をした世帯員に高等学校入学前の子がいる (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。)		
住 所	〒684- 鳥取県境港市		
電話番号・ メールアドレス	TEL : Mail :		
転 入 元 都道府県名		転 入 年月日	年 月 日

(添付書類)

- (1) 世帯員全員の住民票の写し
- (2) 世帯員全員の戸籍の附票の写し (転入日前1年間の居住地の履歴が分かるもの)
- (3) 誓約書 (様式第2号)
- (4) 同意書 (様式第3号)
- (5) 母子手帳の写し (妊娠中の世帯員がいる場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

誓約書

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請にあたり、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱の規定を遵守するとともに、次の事項について誓約します。

- (1) 3年以上定住する意思を持って鳥取県外から境港市に転入したこと。
- (2) 世帯員全員が境港市税を滞納していないこと。
- (3) 世帯員全員が境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 世帯員全員が過去に本補助金の交付を受けた世帯の世帯員でないこと。
- (5) 本補助金の交付を受けた場合、本補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から転出したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。

年 月 日

住 所	鳥取県境港市	
申請者氏名	Ⓜ	
世 帯 員	氏名	続柄
		本人

同意書

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請にあたり、次の事項について同意します。

- (1) 境港市税を滞納していないことについて、境港市職員が調査すること。
- (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないことについて、境港警察署に照会すること。
- (3) 本補助金の交付の決定にあたり、居住実態について、境港市職員が調査すること。
- (4) 本補助金の交付が決定した場合、本補助金の交付の決定を受けた日から3年間の居住実態について、境港市職員が調査すること。
- (5) 境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第13条第1項各号に掲げるもののほか、本補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県外へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本補助金の全額を返還すること。
- (6) 本補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県内の他市町村へ転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付された本補助金の半額を返還すること。

年 月 日

住 所	鳥取県境港市		
申請者氏名	Ⓜ		
世 帯 員	氏名	続柄	生 年 月 日
		本人	年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

第 号
年 月 日

様

境港市長



境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金（以下「本補助金」という。）については、次のとおり交付することに決定しましたので、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の名称 境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金
- 2 交付決定額 200,000円
- 3 交付の条件

境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）第13条第1項各号に掲げるときのほか、本補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県外に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した本補助金の全額の返還を請求します。

また、本補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から県内の他の市町村に転出したときは、市長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、既に交付した本補助金の半額の返還を請求します。

第 号
年 月 日

様

境港市長



境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金については、次のとおり交付しないことに決定しましたので、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の名称 境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金
- 2 交付申請額 200,000円
- 3 不交付の理由

様式第6号（第8条関係）

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金支払請求書

金 200,000円

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金について、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

年 月 日

境港市長 様

住所

氏名

上記金額を下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 農協 信用金庫		本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

境港市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金に係る届出書

次のとおり、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金の交付の決定を受けた日から3年を経過する日前に境港市から転出しましたので、境港市新しいふるさとでのライフステージ支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

世帯員のうち 転出する者の氏名		続柄	
		続柄	
転出前の住所	鳥取県境港市		
転出後の住所			
転出年月日	年 月 日		
転出した理由			